



## 黒川地域行政事務組合公告第4号

### 黒川地域行政事務組合一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

黒川地域行政事務組合理事会

理事長 浅野 俊彦



#### 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 救急車売払い
- (2) 引渡場所 宮城県黒川郡大衡村大衡字一本木21-20  
黒川地域行政事務組合 黒川消防署大衡出張所
- (3) 引渡期限 令和8年8月21日（金）
- (4) 売却対象物件

区分 番号	物件名称	初年度登録	走行距離	予定価格(税込) (最低落札価格)	入札保証金
R8-1	救急車 (トヨタ ハイエース)	平成25年 3月	270,046km	770,000円	70,000円

※詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するKSI官公庁オークション（以下「売却システム」という。）に掲載のとおりです。

※走行距離は令和8年5月18日時点のものであり、動作確認等のために多少増加することがある。

#### 2. 参加資格に関する事項

次の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 黒川地域行政事務組合（以下「組合」という。）が定めるガイドライン及び売却システムに関連する利用規約、各種ガイドライン等の内容を承諾し遵守できる者であること。
- (3) 地方自治法第239条第2項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 日本語を理解できる者であること。
- (5) 公有財産の買受について、一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有している者であること。

#### 3. 入札方式

売却システムを利用して行い、入札に関する手続き及び方法について、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに係る規約等に従って行う。

#### 4. 参加申込に関する事項

次に掲げる手続きを行うこと。

##### (1) 参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和8年5月29日（金）午後1時から令和8年6月16日（火）午後2時までの間に、売却システムにより参加仮申込み手続きを行うこと。（売却システム：<https://kankocho.jp>）

##### (2) 参加本申込み

上記（1）による参加仮申込みを行った後、令和8年6月17日（水）午後5時（郵送の場合も同日必着）までに（3）に掲げる書類を組合に提出すること。

【提出先】〒981-3621

宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1  
黒川地域行政事務組合 財政課

##### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 住民票の写し（参加者が法人の場合は履歴事項全部証明書）

ウ 印鑑登録証明書の写し

エ 委任状（参加申込者が代理人を選任した場合のみ）

※イ・ウは発行後3ヶ月以内のものとする。

※提出書類の様式は組合ホームページ（<https://www.kurogyou.jp/category/bunya/nyusatsu/>）を参照すること。

#### 5. 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

①黒川地域行政事務組合 財政課

②組合ホームページ及び売却システム上

##### (2) 期間

令和8年5月29日（金）午後1時から

令和8年6月17日（水）午後2時まで（閉庁日を除く）

※ホームページ上では期間終了まで閲覧可。

#### 6. 下見会

下見会は下記の日程で行い、参加を希望する者は、事前に組合財政課まで電話予約すること。予約なしでの下見会参加はできないものとする。

(1) 日時 令和8年6月8日（月）から令和8年6月10日（水）

午後2時から午後4時まで

(2) 場所 宮城県黒川郡大衡村大衡字一本木21-20

黒川地域行政事務組合 黒川消防署大衡出張所

(3) 連絡先 黒川地域行政事務組合 財政課

TEL：022-345-1542

(4) 申込 令和8年6月4日（木）午後5時まで

## 7. 一般競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 期間 令和8年6月30日(火)午後1時から  
令和8年7月7日(火)午後1時まで
- (3) 確定日 令和8年7月9日(木)午後5時以降

## 8. 入札の方法

入札は1回まで入力可能。ただし、売却システム上の「予定価格(最低落札価格)」を下回る金額で入力することはできない。また、一度行った金額の取消や変更はすることはできない。

## 9. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者がした入札
- (2) 最低落札価格未満の額の入札
- (3) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (4) その他入札に関する法律に違反した入札

## 10. 落札者の決定

- (1) 黒川地域行政事務組合財務規則(平成13年規則第2号)第93条の規定に基づき、予定価格(最低落札価格)以上で、最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

## 11. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

落札者は、令和8年7月15日(水)までに住民票の原本(法人の場合は履歴事項全部証明書)と印鑑登録証明書の原本を提出し、組合が指定する売買契約書により契約を締結すること。

### (2) 契約の解除

契約に定める義務に違反したとき、組合が定める一般競争入札の参加資格又は契約締結に必要な資格がないことが判明したときは、契約を解除することがある。

### (3) 売払代金の納入

落札者は契約を締結後、令和8年7月21日(火)午後2時30分までに組合が指定する金融機関口座に売払代金を納入しなければならない。

### (4) 売却物件の引き渡し

売却物件は、落札者が売却代金の支払いが完了し、組合から落札者に所有権が移転した後に、現状のまま引き渡しを行うものとする。落札者は引き渡しを受けた際に、組合へ受領書を提出すること。

## 12. その他必要事項

- (1) 売却物件は、経年劣化、故障による修繕箇所や破損箇所等もあるので、十分理解した上で入札すること。また、組合は契約不適合責任を負わないこととする。
- (2) 引き渡しに係る費用は、すべて落札者負担となります。
- (3) 一度引き渡した売却物件は、理由を問わず、返品・交換には応じない。
- (2) その他詳細不明な点については、次に照会すること。

宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1

黒川地域行政事務組合 財政課 TEL:022-345-1542 FAX:022-345-1543